

第十三号議案

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例
 第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「区が徴収する道路」を「江戸川区（以下「区」という。）が徴収する道路」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、同条第八号中「前各号」の下に「に掲げるもの」を加える。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「六、九三〇」を「七、九七〇」に、「一〇、六〇〇」を「一二、二〇〇」に、「一四、三〇〇」を「一六、五〇〇」に、「五、三七〇」を「六、四四〇」に、「八、六八〇」を「一〇、四〇〇」に、「一一、九〇〇」を「一四、二〇〇」に、「六一〇」を「七一〇」に、「六一」を「七一」に、「三七」を「四二」に、「六、〇六〇」を「六、九八〇」に、「三、七一〇」を「四、二七〇」に、「一二、三〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一一八、三〇〇」を「一二〇、三〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項中「一四〇」を「一六〇」に、「二六〇」を「二九〇」に、「三七〇」を「四二〇」に、「五五〇」を「六四〇」に、「七四〇」を「八五〇」に、「一一、一一〇」を「一二、二八〇」に、「一、四八〇」を「一、七〇〇」に、「二、六〇〇」を「二、九九〇」に、「三、七一〇」を「四、二七〇」に、「七、四三〇」を「八、五四〇」に改め、同表法第三十二条第一項第三号に掲げ

る施設の項中「一〇、四〇〇」を「一二、四〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第四号に掲げる施設の項中「一二、三〇〇」を「一四、二〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第五号に掲げる施設の項中「九、一八〇」を「一〇、一〇〇」に、「五、五一〇」を「六、一〇〇」に、「八、一九〇」を「九、〇六〇」に改め、同表法第三十二条第一項第六号に掲げる施設の項中「一八〇」を「二〇〇」に、「一八、三〇〇」を「二〇、三〇〇」に改め、同表道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「一八、三〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「九、九〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一八〇」を「二〇〇」に、「一八三、七〇〇」を「二〇三、三〇〇」に、「九一、八〇〇」を「一〇一、六〇〇」に改め、同表令第七条第二号に掲げる工作物の項中「一二、三〇〇」を「一四、二〇〇」に改め、同表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場の項中「一八、三〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「六、〇〇〇」を「七、二〇〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる一時収容施設の項中「一二、三〇〇」を「一四、二〇〇」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び
施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施
行日以後の期間に係る占用について適用する。

(説明)

占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区道の占用料の
額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。